

# かづの土地改良区維持管理委員会処務規程

**第1条** この土地改良区が理事会の補助機関として設置する次に掲げる委員会の職務の執行については、他の規程によるもの以外、この規程の定めるところによる。

(1) 維持管理委員会（以下「委員会」という。）

花輪地区、十和田地区、末広地区、八幡平地区、瀬の沢地区、間瀬川地区

**第2条** 委員会は、維持管理計画書に基づき次の事業を行うとともに、必要に応じ理事会からの諮問に答申し、又は委任された事項を議決して理事会に報告するものとする。

(1) 土地改良区が保有している各種施設の効率的な運用、保守、点検

(2) 施設を操作するために必要な機械器具等の点検整備

(3) 関係機関との連携及び関係農家との連絡調整

(4) 用排水の調整、灌漑用水の適正・公平な配水方法の作成

(5) 農用地の草刈、浚渫方法及び補修等

(6) 地区内外の住宅、工場等地域からの汚水流入状況の確認

(7) その他、維持管理上必要と認めた事項

**第3条** 委員会において、委員長1人を選任しなければならない。

2 他の委員は、委員会で選任されたものがこれにあたる。

**第4条** 委員の任期は、4年とする。ただし、重任は妨げない。

2 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

**第5条** 委員会は、理事長が招集する。ただし、委任された事項又は緊急を要する事項についての招集は、委員長が行う。

2 委員長が委員会を招集するときには、あらかじめ理事長に通知しなければならない。

**第6条** 委員会の議長には、委員長がこれにあたる。

2 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、議決権の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、委員として委員会の議決に加わる権利を有しない。

**第7条** 理事長及び職員は、委員会に出席して、意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じ、職員その他の者の出席を求め、意見を徴することができる。

**第8条** 委員長は、委員会において決定した事項を直ちに理事長に報告しなければならない。

**第9条** 委員長は、委員会で定める事項の外、軽易な事項を専決処理することができる。

**第10条** 委員には、旅費、日当、その他の給与を支給することができる。

**第11条** 委員会の職務執行の細則は、理事会で定める。

## 附 則

この規程は平成15年 6月26日から施行する。

この規程は令和2年 3月 8日から施行する。